

真実を伝える 組合機関紙

か い な

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

かいな次号は1月17日発行です

2021年 組合推薦候補選挙結果

日本IBM組合推薦候補		得票数	得票率
本社第2ブロック	中川 賢	263	29.2%
本社第3ブロック	三浦 裕之	208	25.1%
本社第4ブロック	吉野 浩介	217	24.5%
	☆当選 (再選挙)	217	24.5%
府中/三鷹駅前/ 大宮西/水戸	佐久間 康晴	10	27.0%
キンドリルジャパン組合推薦候補		得票数	得票率
本社第1ブロック	藤井 克己	93	22.0%
	(再選挙)	100	20.9%
本社第2ブロック	神谷 昌平	88	21.6%
本社第3ブロック	(再選挙)	87	19.6%
	杉野 憲作	100	22.0%

今年の従業員代表選挙では、組合推薦候補は、左表の通り得票率で善戦し、日本IBM本社第4ブロックで当選させて頂くことができました。従業員の皆様の組合推薦候補へのご支持に御礼申し上げます。

従業員代表選挙 会社のYESマンの 従業員代表に要注意!

今年の従業員代表選挙では、組合推薦候補は、左表の通り得票率で善戦し、日本IBM本社第4ブロックで当選させて頂くことができました。従業員の皆様の組合推薦候補へのご支持に御礼申し上げます。

会社のYESマンが従業員代表になることの恐ろしさ。会社がこれまで会社都合を反映し実施してきた諸制度の変更で明らかかなように、会社のYESマンの従業員代表は、労働条件の不利益変更が含まれていても会社が提示する制度変更提案に同意してしまいがちです。その不利益は当該事業所の全従業員に及びます。実際に行われた労働条件の不利益変更の象徴が、賃下げを可能にする格付規程の改悪です。この時も会社は、会社のYESマンの従業員代表の同意を得て、組合との協議も十分に行わずに格付規程の改悪を強行しました。この結果が、会社がパワハラ4点セットを使って行ってきた人員削減と人件費削減なのです。

推薦人の問題点

そもそも、ラインマネジャーは使用者であるため、推薦人にふさわしくありませんが、今回の選

今年の従業員代表選挙では、組合推薦候補は、左表の通り得票率で善戦し、日本IBM本社第4ブロックで当選させて頂くことができました。従業員の皆様の組合推薦候補へのご支持に御礼申し上げます。

今年の従業員代表選挙では、組合推薦候補は、左表の通り得票率で善戦し、日本IBM本社第4ブロックで当選させて頂くことができました。従業員の皆様の組合推薦候補へのご支持に御礼申し上げます。

パワハラ降格裁判でラインを尋問

いよいよパワハラ降格裁判が山場を迎えます。まずは12月27日の第1回尋問にて2人のラインマネジャーを尋問し、パワハラ降格の実態を暴きます。

1人目は原告を降格させた時の所属長である野原豊担当です。サービス残業の強要や「ゲーでパンチするぞ」などの発言を伴うパワハラの実態について尋問します。さらに、人員削減のためのPIPを利用した退職強要の実態について尋問します。

2人目はPIPを実施する原因とされたプロジェクトのデリバリー部門のラインである川口潤担当です。自分は責任を取らず、プロジェクトの失敗を押し付ける実態について尋問します。

不正行為の情報提供を
今回の日本IBMグループ、KJグループの従業員代表選挙で、ラインマネジャーからの立候補依頼、特定候補者への投票依頼などにあわられた従業員の方は、是非、組合トップページ(JMITU)の上部に

ある「従業員代表選挙不正行為通報」ボタンを押して、情報をご提供下さい。組合推薦候補への支持を
組合推薦候補は、労使対等原則(労働基準法第2条第1項)の立場に立ち、従業員代表に選ばれれば、労働条件の維持はもちろんならざるを得ません。会社提示の制度変更提案には改善を求めます。今後とも従業員代表選挙では、組合推薦候補を是非ご支持下さい。



12月2日、全労連・東京地評争議支援総行動が行われました。日本IBM本社前には、争議の早期解決を！と、250人の支援者が集結しました。まず、主催者挨拶として東京地評の荻原議長は「会社が利潤だけを追い求める経営方針を掲げ、歪んだ労務政策にしがみついている」とし、「労働者の人権や尊厳を守る

全労連・東京地評争議支援総行動 日本アイ・ピー・エム本社前

会社に変えさせよう」と呼びかけました。続けてJMITUの木委員長が「日本IBM争議は、労働者の雇用と権利を守る最前線のたたかいだ」と強調。パワハラ降格裁判の森谷原告は「いよいよ12月から証人尋問が始まり、裁判が山場となります。ご支援を願います」と力強く訴えました。

12月9日に定年後再雇用賃金差別裁判の第8回口頭弁論が開かれました。あろうことか、この法廷で日本IBMは裁判所に對して今後の訴訟をキャンセルすることを申し立てるとともに、自らに対する請求を全て棄却することを求めたのです。会社分割に伴い、定年後賃金差別裁判原告ら2人はキンドリルジャパンへ移籍させられました。日本IBMは狙いすましたように今回、請求棄却を求めたのです。そもそも、原告たちの不利益は日本IBMに在籍していた時に受けたものです。逃げるのは許されませんし、裁判内容に応じたシニア契約社員制度の改善についても責任を負うべきです。

逃げるのか日本IBM 訴訟をキンドリルジャパンに丸投げ 定年後再雇用賃金差別裁判



集会で争議支援を訴える杉野書記長

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

パワハラ降格裁判(証人尋問)	12/27(月)13:15~	東京地裁527号法廷
パワハラ降格裁判(証人尋問)	01/24(月)13:15~	東京地裁527号法廷
定年後再雇用賃金差別裁判	03/03(木)11:00~	東京地裁510号法廷
AI不当労/定年後再雇用不当労事件	組合ホームページにてご確認ください	

筆者が所属するプロジェクトの同僚の一人が12月末で定年退職する。現場での業務知識は深く所掌も広いが引継ぎ側の負担も大きく、ベテランの引退は痛手ではない。何か今の仕事を続けて欲しいものだが本人はシニア契約社員への道は選ばなかった。シニア契約制度の実態を知って驚く人も多いはずだ。都の最低賃金スレスレの給与でボーナスなし。福利厚生は社員より大幅に少なく、これが何十年も勤め上げた社員に対する処遇かと思ふと甚だ失礼とも言える。これを知った上で残って欲しいとはとても言えない。組合はこの劣悪な雇用条件の改善を図っておりこれまで幾つか、特に福利厚生に関して成果を上げてきている。現場に残って欲しい人材を引き止めるに足る制度になるよう今後も好条件を勝ち取っていききたい。(K)

全労連共済学校分校の巻

「かいな」に掲載される全労連共済の記事も今号で第3回を迎えます。かいなを「愛読なさっている皆様には、全労連共済という名前もお馴染みになりましたでしょうか。12月といえば師走。筆者は昔前、事業部長と所属長に「なぜ師走というのか知っているか？」などとニコニコしながら聞かれ、やりとりをしたことが懐かしく思い出されます。その師走。共済では、12月01日から22日までを共済拡大週間に設定しており、組合員を中心とした多くの皆さんに、共済とは何かを知っていただく期間としています。

共済の素敵なモットー

全労連共済とは「小さな掛金で「大きな保障」をモットーとする非営利の団体で、日本全国に45もの共済会が存在します。各産業別の労働組合が運営している共済と助けあう機能を持っている、つまり、助け合いで成り立っている組織です。日本アイビーエム支部も全労連共済に加入しているの、当支部を通して従業員の皆さん(キンドリルジャパンやグループ会社等含む)も加入いただけます。

便利！セツト共済

全労連共済には、大きく3つの種類があります。今回は個人で加入する、個人加入共済の中からセツト共済をご紹介します。

セツト共済とは、数ある共済の中からおススメの組み合わせをパッケージ化したものです。

例えば20代30代では結婚や住宅の購入を考え、お子様のいらつしやる40代ご家庭では進学に関する教育費について考え、50〜60代では、病気のリスクに備えたり、老後の資金についてお考えになることもあるでしょう。

そんな時あれこれと頭に迷わないよう、生命・医療・交通災害共済をセツトとしてまとめ、さらにご家族の年齢や構成に合わせて検討いただける、A〜Eまで5つのコースが用意されています。手ごろな掛け金で加入できる個人共済があらかじめセツトになっているのが

セツト共済の内容

Aコース
特に24歳までの新入組合員にすすめる内容で、生命10口、医療6口、交通2口の組み合わせです。24歳までなら月々900円の掛け金で、病気になる日額3000円の支給、不慮の事故による入院では同4000円、安静休業では同1500円が支給されます。

Bコース
64歳までの単身者におススメです。医療10口、交通2口の組み合わせです。月々1100円の掛け金で、病気による入院で日額5000円の支給。そのほかにも充実の補償内容となっています。

Cコース
25〜39歳まで働き盛りの幅広い世代の方にオススメの内容で、生命20口、医療10口、交通2口の組み合わせになっています。

Dコース
4歳以上のお子様がいらつしやるご家庭向けで、生命50口、医療10口、交通1口のセツトです。

Eコース
生命100口、医療20口、交通2口で、成長したお子様のいらつしやるご家庭向けの内容となっています。

この冬に火災共済



今冬も空気が乾燥し始め、ニュースでも火事の話が耳にすることが多くなってきました。そこでオススメなのが、火災共済です。ご自宅の構造にあわせ、木造か鉄筋の選択が可能です。自己所有か賃貸の選択もできるほか、賃貸については貸している側も借りている側も対象になるのが嬉しいですね。

火災共済の保障範囲としては、火災はもちろんのこと、もし消防作業で自宅が冠水してしまった場合や、落雷、破裂・爆発、他人の住居からの水漏れ被害など多岐に渡ります。

広い火災保障範囲

豪雨、台風や突風、大雪、家屋の風水害被害もカバーします。昨今は年中不安定である天候にも備えることができます。一部損壊、床上浸水、半壊、大規模半壊、全壊や流失も保障されます。

お問い合わせ

ここでは説明しきれなかった部分を知りたい方や興味をお持ちになった方は、是非とも組合までお問い合わせください。

「春闘再チャレンジ」を合言葉に 22春闘をたたかおう

「賃金が上がらず不安。大幅な賃上げをしてほしい(50歳・男性)」「徐々に賃上げが落ち込み、住宅ローンや子育てを考えると不安(41歳・男性)」これはある労働組合でのアンケートに寄せられた声です。こうした生活悪化の実態ほどの職場でも同じです。人間らしい生活を求める要求は基本的人権であり、その声は働く者の「人間宣言」です。要求を正面から迫ってこそ、経営者は人間らしく働ける賃金や労働条件を真剣に考えるようになり、また、安定したくらしと雇用を求める労働

22春闘4つの柱

- ① JMITUは「春闘再チャレンジ」を合言葉に次の4つを柱に22春闘をたたかいます。
- ② 一日の労働時間短縮で人間らしい生活を実現する。
- ③ 組織の拡大強化で労使関係を变え、要求を前進させる。
- ④ 憲法・平和、くらしをまもる政治への転換をめざす。

賃上げと均等待遇

日本の実質賃金はこの20年間、全く上昇していません。その間、他の国々

者の要求は、国内消費の活性化や中小企業と地域経済の再生につながるという社会的にも意義のある主張です。

全労連の最低生計費調査から、まともなくらしの為に単身世帯で月16〜18万円の消費支出が必要で、その為には税・社保などを含め、最低22〜24万円の賃金が必要であることがわかりました。ところが現実には、正社員でも高卒初任給が16万円前後、30歳代でも基本賃金が30万円を越えない人が相当数います。

一方、40〜50歳代でも昇格しないかぎり賃金が頭打ちとなり、10年、20年前の同一年齢と比べると5万も10万も賃金が低いところが少なくありません。ましてや、パート・派遣などの仲間の多くは、フルで働いても月収が20万円にも達しませ

労働時間短縮で人間らしい生活を

22春闘では秋闘に引き続き、所定労働時間の短縮と残業の削減で、一日の労働時間の短縮に取り組みします。

育児や介護など家族のための時間、家族と一緒に夕食や団らんをとる時間が仕事のために奪われている今の日本の労働時間の長さは極めて異常です。労働時間短縮はいのちと健康をまもり、家族

このように、もともと低賃金だったところにコロナ禍が直撃し、とりわけ飲食業などで働く女性や非正規雇用の仲間には甚大な犠牲が押し付けられました。医療をはじめ、国民のいのちとくらしをまもる為に奮闘したエッセンシャル・ワーカーの低賃金や劣悪な労働条件・処遇も大きな問題となりました。22春闘では、こうした労働者の賃上げ・処遇改善が大きな課題です。

くらしをまもる政治への転換を

22春闘は憲法・平和、くらしをまもる政治への転換をめざす「世直し春闘」です。10月の衆議院総選挙では、自民党の幹事長や閣僚などが小選挙区で落選しました。しかし残念ながら国会における改憲勢力は3分の2の310議席を越えてしまいました。今後、改憲への圧力が強まることは必ずであり、憲法改悪阻止のたたかひの強化が求められます。

組合なんでも相談窓口				
会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	TSDL. ISEL	大岡 義久	712-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	TSS. CE	佐久間康晴	205-7817
Kyndryl	幕張	Delivery	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	TSS	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853		メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/	
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義章、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			